

正 誤

令和六年三月三十日（号外特第二十八号）国土
交通省告示第三百十九号（平成二十四年国土交
通省告示第三百八十九号の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四七八ページ改正後欄三行目「等級5以上の基
準」は「等級5以上の基準（評価方法基準第5の
5の5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する
対策に関する基準を除く。）」の誤り。

同日（同号外）国土交通省告示第二百二十号（平
成二十四年国土交通省告示第三百九十号の全部を
改正する件）

（原稿誤り）

四七九ページ下段七行目「等級5以上の基準」
は「等級5以上の基準（評価方法基準第5の5の
5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策
に関する基準を除く。）」の誤り。

同日（同号外）国土交通省告示第三百二十二号
（平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の
一部を改正する件）

（原稿誤り）

四九〇ページ改正後欄三行目「等級5以上の基
準」は「等級5以上の基準（評価方法基準第5の
5の5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する
対策に関する基準を除く。）」の誤り。

同日（同号外）国土交通省告示第三百二十三号
（平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の
全部を改正する件）

（原稿誤り）

四九二ページ上段八行目「等級5以上の基準」
は「等級5以上の基準（評価方法基準第5の5の
5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策
に関する基準を除く。）」の誤り。